

消防の動き



2011

6

No.482

- 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について
- 「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書」の公表
- 平成22年度救助技術の高度化検討会の報告書の概要



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



危険物無事故のゴールは

譲れない!



川島 永嗣 選手
(ベルギー リールセSK所属 GK)

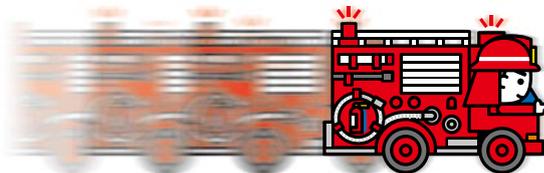
このポスターは、危険物安全週間推進委員会が制作しています。

消防庁 / 都道府県 / 市町村 / 全国消防長会 / 財団法人 全国危険物安全協会

平成23年度危険物安全週間推進ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>



平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)について

応急対策室

1 はじめに

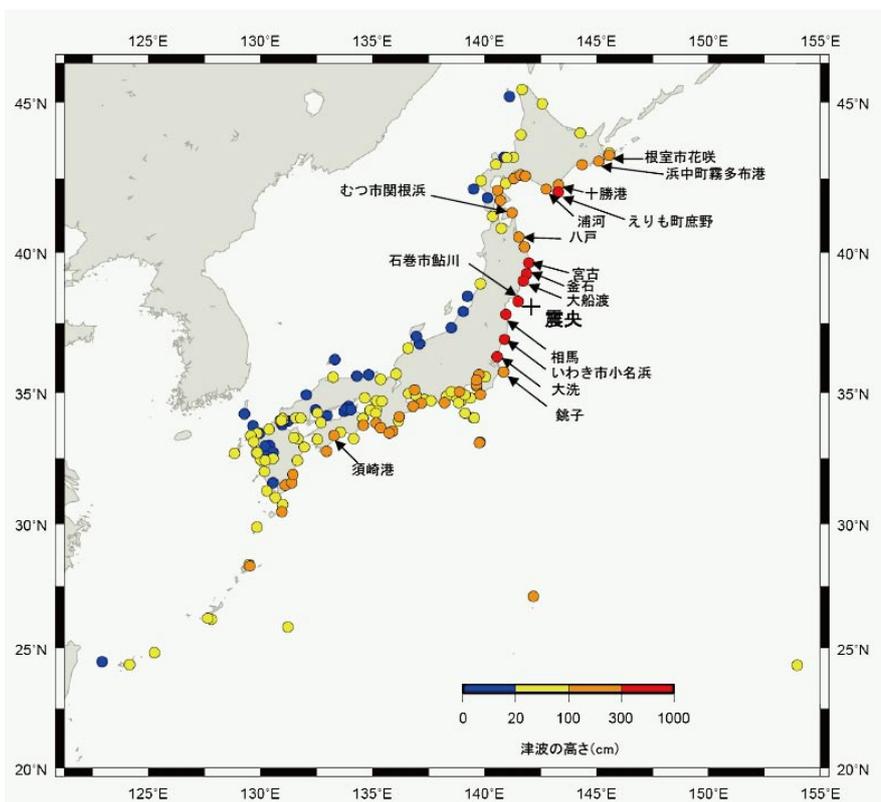
平成23年3月11日(金)午後2時46分、三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震(モーメントマグニチュード9.0、最大震度7)が発生し、東日本を中心に大きな被害をもたらしました。

この地震は、太平洋プレートと陸のプレートの境界で、長さ約450km、幅約200kmにもわたる断層の破壊により発生した国内観測史上最大規模のものです。この地震では津波による人的・物的被害が甚大であったほか、福島第一原子力発電所では原子炉の冷却などでトラブルが起き、建屋の爆発や、放射性物質の流出などの事故が発生しております。

消防庁は、地震発生直後から、主な被災県である岩手県、宮城県及び福島県の3県に向けて、これらの被災県以外の44都道府県の緊急消防援助隊の出動を指示しました。平成23年5月26日現在における派遣部隊総数及び人員総数は、約7,500隊(うちヘリ58機)の約2万8,500人であり、航空部隊は、人命救助、空中消火及び情報収集等に、陸上部隊は消火、救助、救急活動等に従事しています。

この地震に伴い、大船渡の検潮所では11.8mという高い津波を観測するなど北海道から関東地方の沿岸にかけて広く大きな津波を観測しました。これまでの調査によると、岩手県宮古市で30m以上の遡上が確認されています。

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」による津波(日本国内の観測値)



沿岸で観測された津波の高さ

観測値は気象庁による読み取り値。

観測点には、内閣府、国土交通省港湾局、海上保安庁、国土地理院、愛知県、四日市港管理組合、兵庫県、宮崎県、日本コークス工業株式会社の検潮所を含む。

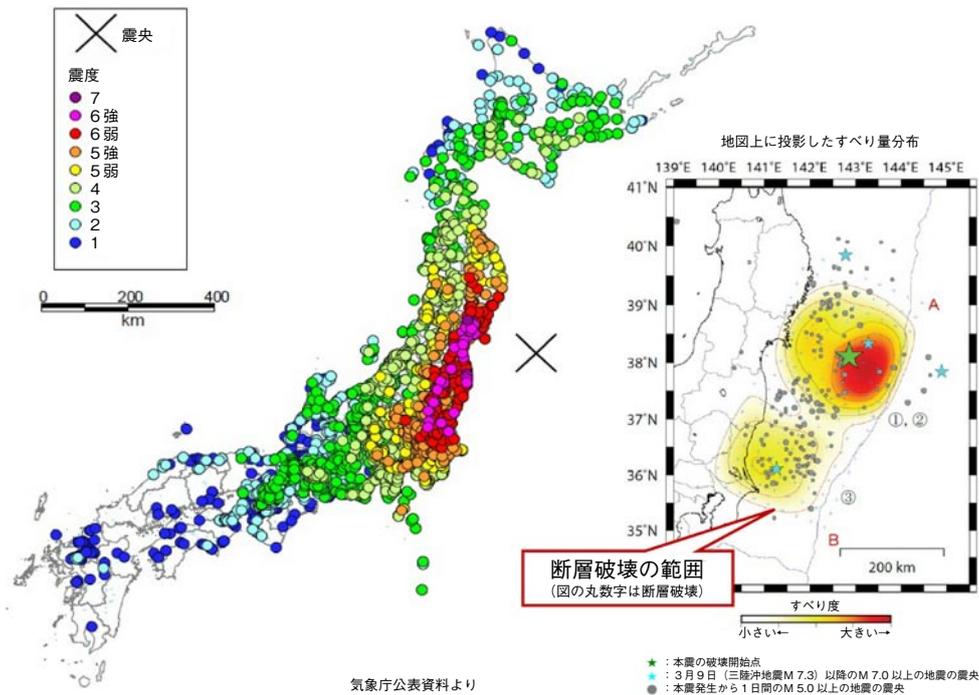
高さ250cm以上を観測した点については観測点名を表記。

本資料中の観測点名は、津波情報で発表する観測点名称を用いている。

注：国土地理院の地殻変動調査によれば、今回の地震の発生後、岩手県～千葉県の太平洋沿岸では、1.2mから0.1m程度の沈降があったことが推定されています。第一波や最大波の高さは、こうした地盤の沈降量を含んでいる可能性があります。

気象庁作成

東日本大震災の震度分布



2 地震の概要

発生時刻	平成23年3月11日（金）午後2時46分
震央地名	三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度）（暫定値）
震源の深さ	24km
地震の規模	モーメントマグニチュード9.0（暫定値）
各地の震度 〈震度7〉 〈震度6強〉	<p>宮城県：栗原市</p> <p>宮城県：涌谷町、登米市、大崎市、名取市、蔵王町、川崎町、山元町、仙台市、塩竈市、東松島市、大衡村</p> <p>福島県：白河市、須賀川市、鏡石町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町</p> <p>茨城県：日立市、高萩市、笠間市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、鉾田市、小美玉市</p> <p>栃木県：大田原市、宇都宮市、真岡市、市貝町、高根沢町</p>

（気象庁調べ、震度6強以上を掲載）

余震の活動も長く続き、これまでに発生した余震は、最大震度6強が2回、最大震度6弱が2回、最大震度5強が6回、最大震度5弱が23回、最大震度4が112回に及びます（5月12日8時00分現在）。なお、長野県北部、静岡県東部、秋田県内陸北部、茨城県南部でも震度5強以上の地震が発生するなど、余震活動地域の外側でも地震活動が高まっています。

3 被害の状況

この地震により、平成23年5月26日現在で死者1万5,073人、行方不明者8,657人、負傷者5,472人が発生するなど大きな被害が発生しました。平成23年5月26日現在の被害の概要は次のとおりです。

（平成23年5月26日現在）

人的被害	うち岩手県	うち宮城県	うち福島県
死者：			
15,073名	4,479名	8,986名	1,542名
行方不明者：			
8,657名	2,934名	5,243名	476名
負傷者：			
5,472名	166名	3,411名	236名

住家被害	うち岩手県	うち宮城県	うち福島県
全壊：			
102,923棟	17,107棟	68,776棟	14,083棟
半壊：			
58,817棟	2,661棟	24,319棟	16,791棟
一部損壊：			
304,181棟	1,605棟	31,295棟	51,707棟



宮城県気仙沼市写真
(写真提供：東京消防庁)



岩手県大槌町へ出場中の大阪府隊の消防車両
(写真提供：大阪市消防局)

4 消防機関の活動

(1) 緊急消防援助隊

① 派遣出動隊数の状況

(5月26日時点)

派遣人員総数 約2万8,500人

派遣部隊総数 約7,500隊(うちヘリ58機)

(注) 交替分を含む派遣された人員・部隊の総数である

② 派遣状況

(最大時：3月18日11時時点)

派遣人員6,099人、派遣隊数1,558隊

③ 活動実績

(初の消防庁長官指示(消防組織法第44条第5項)による出動)

ア 3県において航空部隊は人命救助、空中消火及び情報収集等に、陸上部隊は消火・救助活動等に従事し、4月8日18時まで把握している救助者数は4,614人(地元消防本部等と協力し救出したものを含む。うち、1,302人は警察と合同)。

イ 海上部隊は、3月11日からコンビナート火災の消火活動に従事。

(2) 地元消防本部等

① 被災地では、消防機関の人員(消防吏員、消防団員)が県内の広域応援も含め、消火、救助、救急等の対応を行っています。

各消防本部でも数多くの孤立者等を救助しており、次のような活動報告を受けています。

- ・岩手県山田町船越小学校における孤立者200人
←地元消防団員が小学校教員と共同で救助
- ・宮城県女川町の5地区における孤立者約630人
←地元消防本部が警察・自衛隊と共同で救助
- ・宮城県気仙沼市の3地区における孤立者約600人
←地元消防本部が警察・自衛隊と共同で救助

② 消防機関の被害状況

【消防本部の主な被害】 (5月16日現在)

消防職員	死者：20人 行方不明者：7人
建物被害 (全部又は一部使用不能)	消防本部・消防署：48棟 分署・出張所：81棟
車両等被害	車両：70台、消防艇1艇、 *県防災ヘリ1機

*仙台市消防ヘリポートに駐機中の宮城県防災航空隊ヘリコプターが津波により流され使用不能。

【消防団の主な被害】 (5月25日現在)

消防団員	死者：190人 行方不明者：59人
建物被害 (全部又は一部使用不能)	消防団拠点施設：407箇所
車両等被害	車両：232台



宮城県気仙沼市における緊急消防援助隊活動写真
(写真提供：東京消防庁)



福島第一原子力発電所における緊急消防援助隊活動写真
(写真提供：東京消防庁)

(3) 福島第一原子力発電所における消防の対応

① 緊急消防援助隊

ア 発電所内放水

東京消防庁をはじめとする緊急消防援助隊が福島第一原子力発電所の3号機に対し放水活動を実施

東京消防庁	72隊	370人
大阪市消防局	17隊	53人
横浜市消防局	9隊	67人
川崎市消防局	12隊	36人
名古屋市消防局	6隊	34人
京都市消防局	11隊	40人
神戸市消防局	7隊	55人

イ 除染支援

現地調整所（J-ビレッジ）において、大型除染システムの設置及び運転方法の指導を実施

新潟市消防局	1隊	4人
浜松市消防局	1隊	5人

ウ 広域医療搬送

福島第一原子力発電所から20kmから30km圏内又は周辺地域の病院・施設等からの搬送を緊急消防援助隊、県内応援隊及び地元消防機関により実施。(329人を搬送。5月23日時点)

② 現地消防本部

(双葉地方広域市町村圏組合消防本部)

ア 消火

- ・福島第一原子力発電所4号機の火災をはじめとする火災に出動

イ 救急

- ・福島第一原子力発電所3号機で発生した負傷者や放射線のばく露を受けた作業員等を搬送
- ・福島第一原子力発電所で作業中に体調不良となった作業員等をJ-ビレッジから医療機関に搬送

5 おわりに

現在も、この未曾有の災害に対しては、現地消防本部・消防団・緊急消防援助隊による活動が続いています。

消防庁としましては、この災害によって得た教訓を生かし、平素の消防活動体制、災害時の緊急消防援助隊の活動体制の充実強化及び地域社会の安全確保に全力を尽くしてまいります。

最後に、この地震で亡くなられた多くの方々のご冥福をお祈りするとともに、負傷された方々の一日も早い回復と被災地の一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

「安心政令市にいがた」づくりに向けて



新潟市消防局長 **松田 文博**

はじめに、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に際しまして、未曾有の大災害に遭われた方々にお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。また、特に被害が甚大であった東北及び関東の太平洋沿岸部消防本部におかれては、連日の不眠不休の消防活動に奮闘された職員に心から敬意を表する次第です。さらには、全国各地からの緊急消防援助隊による迅速な救助活動等が展開され、全国の消防職員が一致団結してこの大災害を乗り越えようと取り組んでいたことに、改めて、地域を越えた強固な「つながり」を感じたところです。

さて、新潟市は、日本一長い信濃川と日本第2位の水量を誇る阿賀野川の河口に位置し、本市の中央を流れる信濃川に架かる萬代橋は、平成16年7月に国の重要文化財に指定され新潟市のシンボリックな存在となっております。また2つの大河に加えラムサール条約登録湿地である佐潟など、多くの水辺空間や広大な田園、自然に囲まれ、コハクチョウの越冬数は日本一を誇ります。歴史的には、開港5港の一つに指定され、世界に開かれた港町となった新潟町は、戦争・大火・地震にみまわれながらも、そのつど復興を成し遂げて発展し、平成19年4月1日に本州日本海側初の政令指定都市となり、今年5年目を迎えます。

政令市移行後、平成20年5月にはG8労働大臣会合、平成22年10月にはAPECとして初となる食料安全保障大臣会合を開催し、成功裡に終えることができました。このような大きなイベントを開催するにあたり、安心・安全の確保が不可欠であることは言うまでもありません。

しかしながら、全国各地で毎年のように災害が発生し、地域住民の暮らしに甚大な被害を与えるなか、今年3月、マグニチュード9.0を記録した東北地方太平洋沖地震が発生しました。この度の震災で、新潟市消防局は、地震発生後から5月10日新潟県隊引揚げまで指揮支援隊、県指揮隊、消火隊等、延べ123隊・484人を宮城県石巻市へ派遣し、県内外を問わず全国の消防本部と連携を図りながら、被災地における被害の軽減に努めてまいりました。今後において、緊急消防援助隊による広域応援体制のさらなる充実強化も、政令市消防本部としての果たすべき責務であると考えております。

新潟市では、「安心政令市にいがた」づくりに向け、災害対策センターや消防庁舎の整備など鋭意取り組んでおります。特に、消防庁舎の整備では、消防・救急無線のデジタル化に合わせ、消防局・中央消防署合同庁舎を移転新築する予定です。新・消防庁舎が「安心政令市にいがた」の中核となり、地域住民の皆様が安心して暮らせることが当たり前の都市となるよう、職員一丸となり、さらに消防・防災行政を推進してまいります。

ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書の概要

予防課

1 はじめに

近年、高齢者や障がい者等の社会参加が進展しており、また、障害者権利条約の批准に向けて障害者基本法を改正する動きもあります。平成20年度末現在の身体障害者手帳（聴覚・平衡機能障害）の交付数は約45万人ですが、聴力が衰えた高齢者等を含む聴覚が不自由な方は約600万人に上ると言われています。

一方、火災警報設備については、現行の消防法では音による警報が義務付けられており、音以外による警報については、消防庁や関係機関等において特に技術面を中心とした検討が進められてきているところですが、その導入・普及はほとんど進んでいません。

このような状況を踏まえ、高齢者や障がい者等の火災に対する安全性を確保するため、消防庁では、平成22年6月より「聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会」（座長：野村歎国際医療福祉大学大学院教授（当時））を開催して、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた火災警報設備等の導入・普及のあり方について検討を行い、同検討会は「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書」を取りまとめました。

以下では、本報告書の概要について紹介します。

検討会報告書全文

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2304/230425_1houdou/01_houdoushiryou.pdf

2 報告書の概要

2.1 現状と課題

(1) 制度の現状



図1 光警報装置の例

現行の消防法では、火災警報設備として「自動火災報知設備」や「住宅用火災警報器」等が位置付けられているが、前述のとおり、音以外の警報については特段規定されておらず、音により警報を行うことを原則として



モニタリング風景

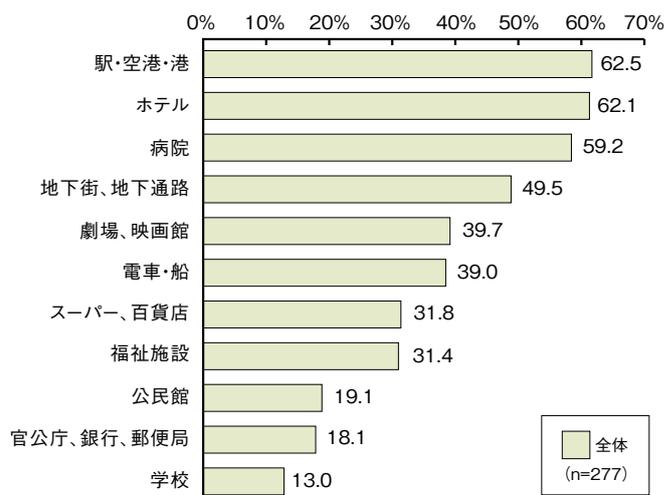


図2 自宅以外で音以外の火災警報設備が必要とされる場所

いる。一方、米国及び英国等の諸外国においては、音以外にも光により警報を行う装置（以下「光警報装置」という。）を中心として基準・規格が整備され、事業所への導入・普及が進んでいる（図1参照）。

(2) 事業所用の火災警報設備のニーズ

聴覚障がい者を対象にアンケート調査及びモニタリング調査を行った。

その結果では、自宅以外で音以外の火災警報設備が必要と感じる場所として「駅・空港等」「ホテル」「病院」等が多くなった（図2参照）。

また、音以外の警報として有効な設備として、「光警報装置」（フラッシュライト）、「文字表示専用の装置」に対する希望が様々な場所において平均的に多くなり、（図3参照）就寝する場所においては「振動警報装置」（シェーカー）の希望が最も多かった（図4参照）。アン

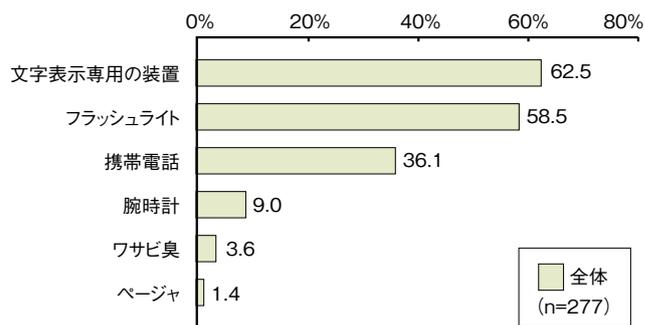


図3 有効とされる音以外の火災警報装置（駅、スーパー等）

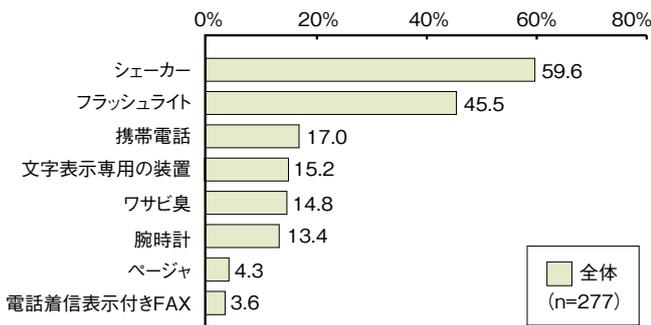


図4 有効とされる音以外の火災警報装置（就寝する場所）

ケート調査のほか、就寝時の各機器の有効性についてモニタリング調査を行い、その結果、枕元に設置したピロシェーカーに対して有効性の評価が高くなった。

(3) 住宅用火災警報器に関する課題

- ① 現在市販されている機器について、住宅用火災警報器と光や振動等の機器の接続の可否を調査した結果では、メーカーが異なる機器間においても接続が可能であることが確認された。
- ② 外部接続用の端子がある住宅用火災警報器は生産量が少なく、流通面から入手が難しい状況にあり、外部接続用の端子がないものとの価格差も大きい。
- ③ 住宅用火災警報器と光や振動等の機器を接続するにあたって、これらの機器間でメーカーが異なる場合の接続が制度上担保されていない。

2.2 対応の考え方

上記課題を踏まえ、対応の考え方が次のとおり取りまとめられた。

(1) 事業所用の火災警報設備

ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備の早期普及のためには諸外国の状況、各種ニーズ調査の結果等を参考としながら、有効性及び実現可能性の高い機器から優先順位を付して対応していくことが適当と考えられる。

これを踏まえて、諸外国において普及実績があり、聴覚障がい者のニーズとしても高い「光警報装置」を、優先的に普及促進を図る機器として位置付けるべきである。

最終的には「音と光」の組合せにより警報を行うことを火災警報設備の基本として位置付け、法令基準の整備を図っていくことが望まれるが、わが国において今後円滑、効果的に普及を進めていくためには、当面、おおむね次のような考えにより法令基準の整備を図っていくことが適当である。

- ① 光警報装置の設置を法的に位置付ける対象として、当面は、聴覚障がい者のニーズが高い建物で一定規模以上のものを中心に検討することとし、具体的な対象については、この方針に従って、事業所側の関係者の意見等も十分聴取しつつ、早期に結論を得るべきである。その他の建物については、その後の普及の状況を見ながら段階的に設置の拡大を図っていくことが適当である。
- ② 光警報装置については、既存の建物等も含めて設置を推進する必要があるが、既存の建物等の法令上の位

置付けについては、事業所側の関係者等の意見も十分聴取した上で、さらに検討することが必要である。

- ③ 光警報装置の設置方法や機器基準については、海外における基準・規格を踏まえ、各種調査の結果やユーザーの意見等を加味し、定めることが適当である。

また、就寝場所での警報に有効であり、視覚障がいのある者に対しても一定の効果が期待できる「振動警報装置」を、就寝施設等において設置を推奨する機器として扱い、光警報装置を代替するものとして、振動警報装置であるピロシェーカーやベットシェーカー等を位置付けることや、ピロシェーカー等の振動警報装置の機器の基準について、海外の事例等を踏まえ、整理していくことが適当である。

また、就寝場所への対応については、諸外国や一部の国内のホテル等で行われているホテルキット（フロントにおいて光警報装置や振動装置等を貸し出し、部屋にその都度設置し使用するもの）による方法を含めて考えることが適当であり、ホテルキットを接続するための配線方法の仕様を統一することなどについて、事業者団体等における取組が期待される。

(2) 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器についても、ユニバーサルデザインの観点を踏まえると、どの住宅用火災警報器においても光警報装置や振動警報装置等を接続できることが望ましい。

この課題への対応策の一つとして、すべての住宅用火災警報器に、外部接続用端子を設けることが有効であると考えられ、製造段階における義務付けも視野に入れて、検討を進めることが必要と考えられる。

また、これと併せ、当該接続端子や信号等の仕様の統一についても検討することが必要である。

2.3 今後の課題

上記の光警報装置や振動装置のほか、音以外の警報手段としては、文字、手話及びピクトグラムによる表示、臭気による警報、聞き取りやすい音による警報などが考えられるが、これらについては光警報装置に比べて知見や実績が少なく、海外においても基準・規格はほとんど定められていない。今後、これらについて、実験等による一層の知見の蓄積等が必要と考えられる。

また、住宅用火災警報器については、光警報装置等の聴覚障がい者に対応した火災警報設備等を火災警報専用とせず、例えばインターホンや目覚まし等、日常的に使用するお知らせ機能と兼用することで普及促進を図ることも有効であると考えられ、製品開発が期待される。

3 今後の対応

消防庁では、上記取りまとめ結果を踏まえ、光警報装置の設置に係る法令基準等を具体的に検討するため、「予防行政のあり方に関する検討会」（座長：平野敏右東京大学名誉教授）において、事業所側の代表者を交えながらさらに検討を進めることとしています。

平成22年度 救助技術の高度化等 検討会報告書の概要

参事官

平成22年度の検討会では、我が国の災害実態、救助体制及び広域応援体制等に適したU S & R技術の導入のあり方について、「座屈耐火建物等における救助活動（技術）」をテーマに救助技術の高度化等検討会を開催しましたので、その概要について紹介します。

1 検討会の内容

- 2004年（平成16年）新潟県中越地震、2005年（平成17年）J R西日本福知山線列車事故の発生を契機として2006年（平成18年）に救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令を改正し、高度救助隊及び特別高度救助隊が創設されました。
- 要救助者の生死を左右するほどの困難な救助事案が減少傾向にあり、救助活動を行う隊員の災害経験も同様に減少しています。
- 救助隊の活動能力の向上を図ることが喫緊の課題で



カリフォルニア州 ロサンゼルス の訓練施設

あり、救助技術向上のベースとなる救助事案に対する経験不足について、今後、補完する方策を検討する必要があります。

2 検討会の方針

- 米国においては、ノースリッジ地震等の経験を基に、座屈耐火建物等における人命検索や救出・救助の都市型救助技術（U S & R：Urban Search & Rescue）などの救助活動体制が整えられています。
- 平成22年度の検討会では、「座屈耐火建物等における救助活動（技術）」をテーマに米国の都市型救助技術等の調査を行い、それらを把握した上で、我が国の災害実態、救助体制及び広域応援体制等に適したU S & R技術の導入のあり方について検討しました。

3 米国救助体制の調査結果

- U S & R技術を検証及び確認するに当たっては、米国の救助体制及びU S & R技術の経緯等について正確に理解する必要があること並びに今後、教育・訓練のあり方を検討するための参考とするために、U S & R体制・技術の発祥の地であるカリフォルニア州の緊急事態管理局及びU S & R - T F（U S & R - Task Force）並びにテキサス州の訓練施設の状況について



テキサス州 Disaster City の訓練施設

実態調査を行いました。

4 座屈耐火建物等における救助活動(技術)

- 救助隊として現行体制下で行うべきことは何かという視点で、座屈耐火建物等における救助技術を検討し、救助技術の手順、ポイント、注意事項及び参考事項について取りまとめました。
 - ・安全管理：救助現場における安全管理要領及び地震災害時における体調管理要領等
 - ・情報収集：地震災害時に特有の情報収集要領及び活動状況の標示方法等
 - ・人命検索：呼びかけによる一斉検索要領等
 - ・進入・退出路確保：進入口がない場合に、進入路確保するため壁等の鉄筋コンクリート等を破壊する技術（ブリーチング）の要領等
 - ・危険要因（物的要因）の排除：座屈耐火建物の二次的な崩落等を防ぎ、予見される危険を排除するための建物等の安定化技術（ショアリング）及び木材を活用した重量物安定化技術（クリビング）の要領等
 - ・救出・救助：閉鎖空間における救助活動時の役割分担及び活動の要領等
 - ・観察・応急手当：災害時に救助隊員が行う観察・応急手当の要領及び災害時に特有の症状等



下方向のブリーチング

(写真提供：兵庫県下消防長会 救助技術研究会作業部会)

5 まとめ

- 日本の災害実態、広域応援体制、救助体制等に適した救助技術を取り入れることにより、我が国が培ってきた救助技術を補完し、日本の救助技術として確立することが重要です。
- 今後、各消防本部が検証や実践訓練等を重ねていく中で、こうした救助技術が我が国で確立されていくことを期待します。
- 座屈耐火建物等における救助技術と部隊運用の検討、各消防機関の検証等を踏まえ、最終的な目標は、大規模地震災害時における救助隊の活動能力を向上させることです。
- 救助隊の種別に応じて求められる能力及び必要な救助器具等について整理し、救助隊が行わなければいけないことを明確にしていくことが、今後の救助行政の課題です。

6 参考資料

- 検証訓練実施結果、各種強度試験結果及びショアリング（木材を使用）の手順等

※報告書全文については、下記のURLからご覧になれますので、ぜひ参考にしてください。

<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2304/pdf/230427-1.pdf>



建物間のショアリング

東日本大震災における コンビナート被害、火災 被害等の現地調査結果

消防研究センター

1 はじめに

平成23年3月11日に宮城県沖を震源にしたマグニチュード9の地震は、10mを超える大津波を発生させ、死者と行方不明者が2万3,730人以上（5月26日現在）、建物の全壊半壊が約12万棟という、近年においては未曾有の大災害を引き起こしました。石油コンビナートなどの危険物施設においては石油類などの漏えいや火災が発生し、さらに、津波被害を受けた岩手県や宮城県の沿岸域では大規模な火災が長時間にわたって延焼しました。消防研究センターでは、これら被害の状況等を把握し、今後の対策を実施するために必要な情報を収集するため



図1 主な調査場所

の現地調査を実施しました。

2 石油コンビナート等における被害状況について

仙台地区や気仙沼市などの9つの地域において、製油所などにおける危険物漏えいの被害、津波によるタンク流出や護岸損傷、製油所の火災の状況などについて、被害状況の現地調査を実施しました。

漏えいの被害としては、タンク本体の地震動による損傷は少ないように見受けられましたが、配管については津波による配管の破断に加え、停電により緊急遮断弁及び電動弁が作動しなかったため、大量に油が漏えいしたものと推測されます。また、日本海側や東京湾岸のタンクにおいては、スロッシング（液面揺動）による浮き屋



図2 ①津波はタンク底板から約3.5mまで到達、当該タンクは空であったが浮上や移動の現象は見られない。②、③多数の配管の折れ曲がり、危険物が漏えいした。④護岸、棧橋、防油堤の損傷が大きかった。⑤スロッシング波高は約1mで、浮き屋根上に油が流出した。



図3 スロッシングによるデッキ上への油の流出



図4 津波により倒壊したタンク



図6 太平洋側で発生した津波によるパース（上）と護岸（下）の被害



図5 津波によりタンク本体が流れてむき出しになったタンク基礎
根のポンツーン破損、デッキ上への油の流出が、多くの
タンクで発生していました。

次に、津波による被害についてですが、気仙沼港などでは、重油・灯油・ガソリンなどを貯蔵するタンクが津波を受け、タンク本体が流されました（図4）。タンクの基礎はそれほど破壊されておらず（図5）、また、防油堤にも大きな被害のないものが多いことから、津波の浮力によりタンクが浮き上がったものと見られます。流されたタンクは底部や側板などが破壊されて開口し、危険物が流出しました。流出した危険物が、市街地に押し

寄せ市街地での出火や燃え広がりに影響を与えたのかどうかについては、現場調査では、まだ確かな情報は得られていません。

3 広域火災の状況について

今回の震災では、津波によって被災した三陸沿岸から宮城県にかけて大規模な広域火災が多数発生しました。そこで、岩手県宮古市田老地区、山田町、大槌町、宮城県気仙沼市、石巻市、名取市閑上地区などにおいて、こ



図7 鹿折の歩道橋から見た焼損街区（宮城県気仙沼市）



図8 鹿折地区火災 線路上の焼損状況（宮城県気仙沼市）



図9 門脇小学校校舎と校庭の状況（宮城県石巻市）

これらの火災の出火の状況や延焼範囲を現地にて調査しました。火災の多くは、津波によって壊された家屋や流された自動車、船等から出火したと言われており、現場によってはこれらが3日間にわたって燃え続けた場合もありました。さらに、現地でのヒアリング調査において、「岸壁に打ち上げられた船が燃え、津波で破壊されたガレキや林野へと延焼した。」「海面上でガレキが燃えていた。炎が波で移動していた。」「消防ポンプ車が火災現場で放水していたが、防火水槽がすぐに空となり、消火できなかった。」などという証言も得られました。

現場の状況から、ガレキや冠水などで消防車両が火災現場に近づけなかったことから、津波災害時の消火・救助などの消防活動の課題も明らかになりました。

4 津波による消防署等の被害について

今回の津波によって、消防職員や消防団員が被災する



図10 大槌消防署（浸水深は10m以上あったと考えられる。）



図11 大槌町消防団の屯所があった場所（周辺の浸水深は、3.5m～4m程度以上と考えられる。）

とともに、役場や消防本部庁舎にも被害が発生しました。そこで、釜石市、大槌町、石巻市などで津波による役場や消防署の被害・浸水状況について現地調査を行いました。津波によって浸水したエリアには消防団屯所などが多く位置しており、10mを超える津波によって全壊した消防署や跡形も無くなった消防団屯所などの施設の被害、消防車両や装備の流出被害が発生している状況から、大津波襲来時の消防活動の困難さや課題が明らかになりました。

5 おわりに

現在、消防研究センターでは、更なる詳細調査やデータ収集を実施するとともに、得られた調査結果を今後の防災対策に活用できるように、データの取りまとめや分析を実施しています。

救急車利用マニュアルの作成

救急企画室

近年、救急車の出動件数、搬送人員数はともに増えており、救急隊の現場までの到着時間も遅くなっていることに加え、救急車で搬送された人の約半数が入院を要しない軽症という現状もあります。

そこで、救急企画室では、国民の皆さんが救急車を上手に利用し、救急医療を安心して受けることのできる社会を目指し、救急車利用マニュアル（救急車を上手に使いましょう～救急車 必要なのはどんなとき？～）を作成しました。

この中には、救急車を呼んだら用意しておくべきものなど「救急通報のポイント」や重大な病気やけがの可能性がある際に「ためらわず救急車を呼んでほしい症状」、実際に救急車を呼ぶ場合の「救急車の呼び方」などを掲載しており、救急車を呼ぶべきかどうか判断に困った場合などに、参考としていただきたいと思います。

なお、消防庁ホームページ（www.fdma.go.jp/html/life/）には、日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語版をそれぞれ掲載しています。

ためらわず救急車を呼んでほしい症状：大人

こんな症状がみられたら、ためらわずに119番に連絡してください！
重大な病気やけがの可能性あります。

顔

- 顔半分が動きにくい、あるいはしびれる
- ニッコリ笑うと口や顔の片方がゆがむ
- ろれつがまわりにくい、うまく話せない
- 視野がかける
- ものが突然二重に見える
- 顔色が明らかに悪い

頭

- 突然の激しい頭痛
- 突然の高熱
- 支えなしで立てないくらゐ息にふらつく

胸や背中

- 突然の激痛
- 急な息切れ、呼吸困難
- 胸の中央が締め付けられるような、または圧迫されるような痛みが2～3分続く
- 痛む場所が移動する

手足

- 突然のしびれ
- 突然、片方の腕や足に力が入らなくなる

腹

- 突然の激しい腹痛
- 持続する激しい腹痛
- 吐血や下血がある

意識の障害

- 意識がない(返事がない)又はおかしい(もうろうとしている)
- ぐったりしている

吐き気

- 冷や汗を伴うような強い吐き気

飲み込み

- 食べ物をのどにつまらせて、呼吸が苦しい
- 変なものを飲み込んで、意識がない

事故

- 交通事故にあった(強い衝撃を受けた)
- 水におぼれている
- 高所から転落

けが・やけど

- 大量の出血を伴う外傷
- 広範囲のやけど

◎その他、いつもと違う場合、様子がおかしい場合

ためらわず救急車を呼んでほしい症状：小児(15歳未満)

こんな症状がみられたら、ためらわずに119番に連絡してください！
重大な病気やけがの可能性あります。

顔

- くちびろの色が紫色で、呼吸が弱い

頭

- 頭を痛がって、けいれんがある
- 頭を強くぶつけて、出血がとまらない、意識がない、けいれんがある

胸

- 激しい咳やゼーゼーして呼吸が苦しく、顔色が悪い

おなか

- 激しい下痢や嘔吐で水分が取れず食欲がなく意識がはっきりしない
- 激しいおなかの痛みで苦しがり、嘔吐が止まらない
- ウンチに血がまじった

手足

- 手足が硬直している

意識の障害

- 意識がない(返事がない)又はおかしい(もうろうとしている)

けいれん

- けいれんが止まらない
- けいれんが止まっても、意識がもどらない

飲み込み

- 変なものを飲み込んで、意識がない

事故

- 交通事故にあった(強い衝撃を受けた)
- 水におぼれている
- 高所から転落

けが・やけど

- 虫に刺されて、全身にじんましんが出て、顔が悪くなった
- 痛みのひどいやけど
- 広範囲のやけど

生まれて3か月未満の乳児

- 乳児の様子がおかしい

◎その他、いつもと違う場合、様子がおかしい場合

救急車利用マニュアル（救急車を上手に使いましょう～救急車 必要なのはどんなとき？～）

救急車や救急医療は限りある資源です。みんなで上手に利用し、救急医療を安心して利用することのできる社会を目指していきたいと思います。この救急車利用マ

ニュアルを活用いただき、家庭での緊急度判定や適切な救急要請の一助としていただきたいと思います。



～第11回・最終回～

婦人（女性）防火クラブによる 地区全体世帯への設置促進

（愛媛県伊予市）

予防課

～イントロダクション～

- 居室数の多い家にとっては、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の購入は大きな負担となっています。
- 今回は、湊町婦人防火クラブ員が、けん引役となり地域住民の防火意識の底上げに始まり、全戸訪問を通じて「まずは1個から」と設置を促進している事例を紹介します。

(1) 地域・取組主体の概要

伊予市は、瀬戸内海の温暖な気候の影響を受ける比較的災害の少ない平野部にある。伊予市の人口指数を見ると、高齢化と女性の比率が高くなってきていることがいえる。このような中で、昭和57年10月、伊予市湊町婦人防火クラブが結成され、現在、役員は隊長以下10名で主に構成されている（2年任期）。湊町婦人防火クラブの活動地域はA、B、Cの3地区に分割されており、広報区湊町A区では、158人のクラブ員を擁している（1世帯1名のクラブ員）。

主な活動内容は以下のとおり。

- ・住警器設置促進運動における住警器の設置活動
- ・幹部クラブ員による住警器研修会
- ・各防火クラブ員による住警器研修会
- ・住警器設置促進パンフレットの作成
- ・救急講習会、救急法普及活動
- ・火災予防週間における防火防災教室の実施
- ・災害弱者の戸別訪問及び自力避難困難者の把握

(2) 共同購入の取組概要

湊町婦人防火クラブがけん引役となり、伊予消防等事務組合消防本部の指導の下で、自主防災組織の協力を受けながら、平成19年8月から21年8月の間、住民の防火

取組主体	伊予市湊町婦人防火クラブ
人数等	役員10人、全158人
消防署等	伊予消防等事務組合消防本部
職員数	153人
地域	愛媛県伊予市 湊町A区
人口／世帯数	3万9,493人／1万3,726世帯 地区内は402人／158世帯
キーワード	●広報・周知 (テレビ・ラジオ等、掲示物・配付物、説明会、アンケート・回覧、戸別訪問) ●共同購入 ●設置支援 ●設置確認 (戸別訪問、設置済ステッカー)

(普及期)

平成19年8月頃～

婦人（女性）防火クラブ員による住警器に関わる学習に始まり、地域住民への普及

工夫点

- ①湊町婦人防火クラブ員の学習
- ②「まずは住警器1個の取り付けから」の運動開始

(展開期)

平成20年1月～平成21年8月

全戸訪問による住警器の普及啓発及び実態調査

工夫点

- ③地域住民の防火意識の底上げ
- ④住宅用火災警報器個別台帳による管理
- ⑤自主防災組織と連携した住警器の設置

意識向上と住警器の設置について意識啓発に尽力した。この結果、158世帯全部に1個以上の住警器が設置された（当初の目標である1世帯あたり1個の設置目標は100%達成）。



(3) 工夫点の紹介

工夫点①：湊町婦人防火クラブ員の学習

●実施内容

婦人（女性）防火クラブが、地域住民に住警器設置を啓発するためには、自らがその必要性と効果を理解し、地域住民に説明できる知識を習得することが必要との認識に立ち、消防本部及び住警器販売メーカーの協力を得て知識を身につけた。

学習と並行して、住警器に関わるパンフレットを作成した。



婦人（女性）防火クラブの勉強会

●ポイント

婦人（女性）防火クラブ全員が専門知識を習得し、説明・普及できるノウハウを習得した。住警器の性能・特性を理解し、パンフレットを作成した。

工夫点②：「まずは住警器1個の取り付けから」の運動開始

●実施内容

湊町A地区を5地区に分割、分担し、ボランティア活動を楽しみながら住警器の設置を普及していくとの方針で、戸別訪問により意識啓発を進めた（各世帯初回の訪問で改正消防法の趣旨及び住警器の意義を説明）。

婦人（女性）防火クラブが住警器販売メーカーと交渉した結果、煙感知式を安価で共同購入できる運びとなった。しかしながら、1世帯が所要数全部を同時に設置す



戸別訪問



高齢者宅への取付支援

るには負担が大きいことから、とりあえず1個を設置し、逐次増設していく方針で全世帯を戸別訪問しながら設置希望個数を取りまとめた。個別訪問に先立っては、区長から住民への事前通知を行い、円滑な戸別訪問を図った。

婦人（女性）防火クラブ員は、民生委員を兼ねていることから、高齢者等の世帯に対しては、災害時要援護者登録兼避難支援プラン登録に関わる説明を兼ねて住警器の設置についても希望を募った。

期間を通じて、158世帯が計174個を取り付けた（大半の世帯は1個。最大5個）。

耳の不自由な人（難聴の程度は不明）でも警報音が十分聞こえることを確認した。

●ポイント

経済的負担を考慮し段階的な設置を試みた。個別訪問の他に、各種の説明会を通じて住警器への理解を促進した。

工夫点③：地域住民の防火意識の底上げ

●実施内容

掲示板の回覧後、全世帯、初回の個別訪問を行った。住警器PRビデオ等を活用した説明会を年10回開くとともに、防災訓練や防災フェア等の機会も活用して普及促進を図った。その際、住警器の実演により警報音の効果についても紹介した。

説明会において防災記念品の配布や、防災フェアにおける非常食の配布など、参加者の関心を高めることに着意した。

NHKラジオ第1（四国ネット）においても湊町婦人防火クラブの住警器設置促進活動を取り上げたことから、地域住民の意識高揚に効果があった。

●ポイント

婦人（女性）防火クラブなど、ボランティア団体による説明会や、あらゆる機会を活用した積極的な普及活動を実施した。

工夫点④：住宅用火災警報器個別台帳による管理

●実施内容

158全世帯分の住警器の個別台帳を作成し、世帯ごとに取り付け日、設置個数、設置場所等を記載し、婦人防火クラブ員が管理している。

取り付け後、取り付け状況を実地に確認するとともに、今後の予定についても緊密に話し合った（取り付け後、各世帯1回～2回訪問）。

東日本大震災に係る緊急消防援助隊の活動概要

応急対策室

1. はじめに

平成23年3月11日（金）14時46分頃、マグニチュード9.0、最大震度7という我が国の観測史上最大規模の地震が三陸沖で発生いたしました。津波による人的・物的被害が東北地方を中心に広範囲に及ぶとともに、福島第一原子力発電所の事故を併発する等未曾有の大災害となりました。

東日本大震災においては、平成15年の消防組織法改正による制度創設以来初めて消防庁長官が緊急消防援助隊の出動指示を行い、相互に連携した救援活動に長期間従事していただきました。その活動概要を紹介いたします。

2. 活動概要について

今回の東日本大震災においては、広範囲かつ甚大な被害状況を踏まえ、主な被災県である岩手県、宮城県及び福島県を除く全国44都道府県から緊急消防援助隊を派遣しました。派遣総数は平成23年5月15日時点で約7,500隊（うちヘリ58機）、約2万8,400人に上り、全国の消防職員の6分の1にも相当する人数となっています。

派遣された各部隊は、強い余震が頻繁に発生し、加えて広範囲に瓦礫が散乱するなど容易に活動のできない最悪の環境の中で懸命に消火、救助及び救急活動等に従事しました。

その結果、被災地消防機関等と連携した活動により、約4,600人の尊い人命を救助いたしました。

また、福島第一原子力発電所においては地震と大津波により、原子炉及び使用済核燃料プールの冷却機能を失いました。そこで、大量放水による冷却作業が必要となり、総理大臣から東京都知事に対して出動要請を行い、その受諾を受けて消防庁長官から東京消防庁のハイパーレスキュー隊に緊急消防援助隊としての出動要請がなされました。当該部隊が連続放水体制を構築した後、他都市の特殊車両部隊が順次出動し、放水活動を継続いたしました。これにより一定の結果を得たため、現在は首都圏の消防本部がそれぞれの本部で不測の事態に備えて、即応体制を確保しているところです。

なお、喪失した消防力を補完するため、現在も宮城県において地元消防本部と連携して救助等の活動を継続しています。

3. おわりに

本震災は、被害が甚大かつ広域にわたり、また、発災直後の荒天等により、その活動は困難を極めました。このような悪条件が重なった中で活動された派遣隊員の方々並びに派遣団体はじめご協力いただいた方々に、この場をお借りして深く感謝申し上げます。



岩手県大槌町での人命検索活動
（3月15日 写真提供：大阪市消防局）



宮城県仙台市における緊急消防援助隊活動写真
（3月19日 写真提供：横浜市消防局）



滋賀県隊名神高速道路伊吹SA集結
(3月11日 写真提供：大津市消防局)



福島県いわき市平薄磯地区における現場指揮本部打合せ
(3月13日 写真提供：静岡市消防局)



宮城県気仙市浪板一丁目付近で逃げ遅れた人をハイパーレスキューが救出
(3月13日 写真提供：東京消防庁)



岩手県大槌町での人命検索活動
(3月15日 写真提供：大阪市消防局)



岩手県宮古市新町地区（発災後5日目）
(3月16日 写真提供：盛岡地区広域消防組合消防本部)



岩手県大槌町（発災後5日目）
(3月16日 写真提供：大阪市消防局)

消防庁では、今回の緊急消防援助隊の活動に関して現在意見照会を行っており、今後、その回答を集約しつつ広範に検証作業を行うことで、緊急消防援助隊の円滑な運用及びより効果的な体制の整備を図ってまいりますので、よろしくお願ひします。

最後に、本震災により亡くなられた多くの方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、罹災された皆様へ心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。



大阪府 豊中市消防本部
消防長 谷口 伸夫

魅力あふれる街 とよなか

豊中市は、神崎川を隔て大阪市の北に位置し、東は吹田市、北は池田市・箕面市、西は兵庫県の尼崎市・伊丹市に接しています。人口は約39万人、気候は四季を通じて温和で雨量の少ない瀬戸内式気候です。市域は東西6km、南北10.3km、面積36.6km²で、市の全域が市街化区域となっています。

市内は、国内線の基幹空港である大阪国際空港をはじめ、鉄道、高速道路が縦横に走り、本市はその利便性の良さから大阪都心近郊の住宅都市として発展してきました。また、高校野球をはじめ、高校サッカー・ラグビーの第1回大会が本市で行われるなど「高校スポーツ発祥の地」として知られています。さらに、大阪大学などの教育機関があり、「文教都市」としての顔を持つなど、多彩で魅力あふれる街です。

本市の消防体制は、1本部、2署、7出張所、407人の職員で組織され、14分団、575人の消防団員とともに市民の安心・安全を確保しています。

救命力の向上を目指して

本市は、「世界一安心・安全のまち」を目指すべく、平成22年1月に「救命力世界一宣言」を行い、市民、事業者、救急隊、地域医療の連携によって命を救う力「救命力」を高める取組を進めています。特に応急手当の普及啓発に力を入れており、平成22年度から毎年約2万人以上の方が救命講習を受講できる体制を整えています。

また、市内全小学校の5、6年生を対象に「ジュニア救命サポーター事業」を実施し、学期から「命の大切さ」「応急手当の必要性と重要性」を伝えるとともに、人形を使った心肺蘇生法とAED（自動体外式除細動器）の使用



平成22年1月に行われた「救命力世界一宣言」の向上

を目指しています。

そのほか、市民力・地域力を活かした制度として、地域において救急事故や大規模災害などが発生した際に、応急手当や消防活動への協力をお願いする「市民救命サポーター制度」及び「消防防災協力事業所制度」を展開し、市民と事業者との協働による防災力の向上を図っています。



ジュニア救命サポーター事業

災害に備えて

本市は、NBC災害や航空機災害などの特殊災害に対応するため、全ての出張所に特殊災害対策専門班を設置し、特殊災害に関する知識・技術の習得に努めています。また、災害時における要援護者対策として、「一声（ひとこえ）訪問」を定期的実施しています。この事業は、要援護者の実態を把握するため、署員が高齢者や障がい者宅を訪問して防火対策や災害時の避難方法などについて相談・指導を行うもので、訪問により得た要援護者情報を活用し、災害時に適切な救護を行える体制を構築しています。

人材育成の面では、昨年10月に国際消防救助隊の登録隊員が中心となって、近隣14消防



倒壊建物等の安定化技術（ショアリング）の研修本部との合同救助訓練を実施するなど、各種訓練、研修の充実強化に取り組んでいます。本年4月には「豊中市消防本部人材育成実施計画」を策定し、採用時からの計画的な人材育成に努めているところです。

おわりに

更なる救命力の向上、消防体制の充実を図るため、市民・事業者の協力のもと、今後も様々な取組に挑戦してまいります。

「一日ちびっ子消防士」を実施

北見地区消防組合

北見地区消防組合消防署置戸支署は4月20日、春の全国火災予防運動の特別行事として、消防業務の理解を深めてもらうため「一日ちびっ子消防士」を実施しました。行事では参加園児一人ひとりに対し、支署長から消防士の囑託状が交付された後、「防火の誓い」を全員で唱和し、火遊びは絶対にしないことを約束しました。その後、園児たちは防火衣を身にまとい、署内にある消防車の見学やミニ消防車「火消君」による放水体験も行い、火災予防への関心を高めました。



ちびっ子消防士たちは消防車の大きさに大興奮

消防団の訓練指導を実施

東京消防庁

東京消防庁狛江消防署は4月3日、当消防署及び警視庁交通安全センターにおいて、狛江市消防団の訓練指導を行いました。狛江市消防団は4月から新幹部となるとともに、新たに野川分団が加わることになりました。当日は、「市民の安心・安全を守る！」という高い使命感のもと、規律訓練、機関員養成訓練として緊急走行時の安全運行要領の教養及び操縦、ポンプ運用訓練、また団隊間の連携を含めた放水訓練が行われ、各指揮者の指揮により先輩団員からの技術の伝承が行われました。



団隊間の連携を含めた放水訓練を実施

消防通信 望楼 ぼうろう

防火の願いを込め山林防火標語看板を設置

河内長野市消防本部／河内長野市防火協会

河内長野市消防本部及び河内長野市防火協会は4月29日から5月1日の3日間、市内の滝畑・寺元方面の山林パトロールを行い、山林防火標語看板47枚を職員が手分けをして取り付け、山火事防止を呼びかけました。この看板にはそれぞれ番号が付与されており、通報時にこの番号を聴取すれば通報者の位置が即座に分かるように工夫されています。またこの看板は幅200mm×高さ300mm×厚さ25mmの木製で、ヒモはシュロ縄を使用して取り付けるなど、環境に配慮した優しい素材を使用しました。



「山火事防止」の願いを込め一つ一つ看板を設置

地元のイベントで住警器設置をPR

福山地区消防組合／笠岡地区消防組合

福山地区消防組合と笠岡地区消防組合は5月8日、両消防組合の管内にまたがって立地するJFEスチール株式会社の企業祭（JFE西日本フェスタ）に合同で出展参加し、住宅用火災警報器の普及啓発用ボードを設置し、住警器ミニハウスの展示及び啓発用チラシ等を活用して住警器の設置啓発を呼びかけました。また、会場では、ゴルフカートを改装したミニ消防車の展示をするなどして、多くの市民と楽しく交流を深めることができ、火災予防の啓発や消防のPRを図ることができました。



フェスタ来場者に住警器の重要性をPR

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

緊急消防援助隊教育科 高度救助コース(第5回)

消防大学校では、平成23年3月1日から3月11日までの11日間、緊急消防援助隊教育科 高度救助コース（第5回）を実施しました。本コースは、高度な資機材（救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令別表第3に定める救助資機材）を装備し、又は装備する予定である救助隊の隊長等を対象に、高度救助隊、特別高度救助隊の救助業務に必要な高度の知識及び能力を習得させることを目的としています。

座学では、総務省消防庁国民保護・防災部広域応援対策官による「消防広域応援」や大規模災害時における医療機関との連携や緊急消防援助隊における最前線での活動について学び、実科訓練では、高度資機材の取り扱い訓練をはじめ、大規模災害対応訓練として大規模地震を



大規模地震想定訓練

想定した救助訓練や加圧排煙機活用した消防活動戦術を実施しました。

また、各消防本部において発生した災害活動事例を持ち寄り、中でも特異な事例を発表し、受講生全員で活動要領の再検討を行ったほか、検討課題として「災害対応能力向上を目指した訓練方法」や「各所属の救助隊で抱えている課題」について検討を行い、活発な意見交換をし、その成果を発表しました。

受講生からは、「発表された成果を自分の所属でも検証してみたい。」との意見が寄せられました。

短期間の研修ではありましたが、消防大学校において習得した知識・技術を各消防本部で活かし、大規模災害時に迅速かつ的確に対応されることを期待します。



課題討議発表

消防大学校成績優秀者(学生番号順)

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
危険物科 (第5期) 2月8日～3月9日 36名	高村 秀昭	北部上北広域行政事務組合消防本部 (青森県)
	道見 和彦	嶺北消防組合消防本部 (福井県)
	大西 邦宏	大阪市消防局 (大阪府)
	宮林 文規	三原市消防本部 (広島県)
	山崎 真也	佐賀広域消防局 (佐賀県)

平成23年度中の講師派遣

消防大学校では、技術的援助として、消防学校等からの要請により、警防、予防、救急及び救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っています。

平成23年度は、32校91件（374.5時間）の授業に対して講師派遣を予定しています。

近年は、災害の複雑多様化、住民ニーズの増大等、時代の変化に伴い、消防学校における教育訓練も高度で専門的な内容が求められています。

このため、総合教育では、消防行政の現状と課題に関してその背景や対応等に対するもの、専科教育では、専

門性が高い分野に対して全国水準の技術に直接触れようとするものについて、講師派遣の要望が多く寄せられており、これらに積極的に応えていくこととしています。

また、消防学校において、科の新設、教育内容の充実のため授業数の増、先駆的な教育内容の導入を行う場合などについても、講師を派遣するなどの技術的援助を行います。新たな教育を計画され、講師の派遣を必要とされる場合は、消防大学校教務部までご相談ください。

消防大学校では、今後とも消防学校との連携を密にしつつ、消防職・団員の資質向上に努めて参ります。

平成23年度 講師派遣の予定

区 分		講 義 内 容	件 数	時間数
総合教育	上級幹部科	消防時事、業務管理、人事管理、危機管理、現場指揮	7	26
	中級幹部科	消防時事、業務管理、安全管理、現場指揮、消防戦術	14	61
	初級幹部科	火災現場指揮概論	1	11
専科教育	警防科	警防行政の現状と課題、消防戦術と安全管理	6	24
	特殊災害科	特殊災害の概論、活動要領、安全管理	12	48
	予防査察科	予防査察行政の現状と課題、査察、違反処理、危険物規制	13	51
	危険物科	危険物行政の現状と課題、危険物規制	4	15
	火災調査科	原因調査、原因調査関係法規、鑑識・鑑定、事例研究	19	83
	救助科	安全管理、災害救助対策	8	32
	救急科	救急業務及び救急医学の基礎、多数傷病者対応	4	14
そ の 他		高度・特別高度救助隊教育、部下育成、消防団教育	3	9.5
計			91	374.5

消防研究センターにおける製品火災原因調査

1. はじめに

消防研究センターは消防本部の火災原因調査の支援を行っています。今回は、製品火災原因調査事例について紹介します。

2. 火災概要

- (1) 発生場所 岡山県倉敷市
- (2) 出火年月 平成22年10月
- (3) 火災概要 建物ほや火災
- (4) 発生状況 スタンドにセットしていたコードレス電気アイロン付近から出火したものの

3. 火災原因調査の経緯

出火原因として、通電中であったコードレス電気アイロンに何らかの異常があり出火した可能性が考えられました。消防研究センターでは、本事案について倉敷市消防局から「製品火災に係る報告について」（平成21年4月14日付消防予第154号・消防技第16号・消防特第67号）に基づく報告を受けましたが、さらに同局から原因究明のため技術支援依頼があったため連携して本件火災原因調査に臨むこととしました。

4. 調査概要

火災原因調査は、倉敷市消防局において、製造事業者等の立会いを受け実施しました（写真1）。



写真3 電気アイロンを分解している状況



写真4 リレー接点の状況



写真1 原因調査前の打ち合わせの状況



写真2 焼損した電気アイロンの状況

見分を進めると、電気アイロンのヒーターが異常過熱して本体のベース部分やスタンドが熔融した状況を示していました（写真2）。そこで、構成部品を分解するとともに、デジタルマイクروسコープ等の機器を活用して詳細に見分を行いました（写真3）。

当該アイロンの温度制御は、本体ベース部分のサーミスタで感知した温度によりリレーで電源を切り調節するものです。このリレーを見分すると接点は離れていましたが、接点表面部分に荒れが認められました（写真4）。

出火原因として、リレー接点が一時的に溶着してヒーターへの通電が止まらない状況となり、温度過昇防止器が不具合品であったことが重なったためヒーター部が異常過熱し、出火したと推定されました。

5. 消防研究センターの技術支援について

消防研究センターは高度な分析機器と専門知識を持つ調査官により、消防本部が行う火災原因調査や危険物流出事故調査について現場調査、鑑識、鑑定等の技術支援を行っています。ご相談は原因調査室〔直通電話：0422(49)9441〕までご連絡ください。

台風に対する備え

防災課

日本列島には毎年、主に7月から10月を中心に台風が襲来し、土砂災害や河川のはん濫など、大きな被害が発生しています。

平成21年8月には台風第9号が日本に接近し、非常に湿った空気が日本に送り込まれた影響で、九州地方から東北地方の広い範囲で大雨となりました。死者・行方不明者は27名にのぼり、西日本から東日本の広い範囲で甚大な被害が発生しました。

また、平成22年9月には、台風第9号による大雨の影響で、関東甲信・東海地方を中心に土砂災害や浸水の被害が発生しました。

台風による災害

[大雨による災害]

台風は激しい雨をもたらします。台風やその周辺部では、激しい雨が長時間にわたって降り続くことがあります。また、台風が日本から遠く離れた南の海上にあって、日本付近にある前線に温かく湿った空気が送り込まれて大雨となることがあり、河川のはん濫や、がけ崩れ、土石流などが発生して私たちの生活や生命を脅かすようになります。

[暴風による災害]

台風の周りでは強い風が吹いています。平均風速15m/s～20m/sの風であっても、歩行者が転倒したり、車の運転に支障が出る場合があります。さらに強くなると、物が飛んできたり、建物が損壊するなどの被害が生じるようになり、風速40m/sを超えると電柱が倒れることもあります。

また、台風の周辺では大気の状態が不安定になり、竜巻などの激しい現象が生じることがあります。

[高潮・高波による災害]

台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上げられます。そこにさらに強い風が吹き込んで、大きな高潮災害が発生することがあります。昭和34年に日本に上陸した伊勢湾台風では、名古屋港で通常よりも約3.5mも潮位が上昇するなど、高潮による大きな災害が発生しました。

また、台風の強い風によって高波が発生したり、台風が日本から遠く離れていても「うねり」となって日本周辺に高波が押し寄せることがあります。

台風に対する備え

台風は時として非常に大きな被害をもたらしますが、事前に台風の大きさや進路を予測し、気象情報として発表される体制が整っているため、被害を未然に防いだり、軽減することが可能です。

[日頃からの備え]

家庭においては台風

- に備えて、次のような準備をしっかりとっておきましょう。
- ・あらかじめ窓や雨戸の補強をする
- ・避難する時に必要な非常持出品をまとめておく
- ・家の中で数日間過ごすことができるよう水や食料などの非常備蓄品を準備しておく
- ・避難所の位置や避難所までの道筋を確認しておく
- ・ハザードマップなどで、家の近くの危険箇所を確認しておく

また、災害時の避難において支援を要する方々（災害時要援護者）が迅速・安全に避難できるように、いざという時に誰が支援し、どの段階でどうやって避難するかなど、具体的な避難支援計画を定めておくことが重要です。

[台風が近づく危険性が高まったら]

台風が近づく危険性が高まったら、常に台風に関する情報や避難に関する情報に注意してください。災害発生の危険性が高まり、市町村から避難勧告や避難指示などが出された場合には、危険な状態になる前に、すぐに安全な場所に避難しましょう。

強い雨や風などによって市町村からの避難勧告等の呼び掛けが聞き取れないことがあるかもしれません。気象情報等をチェックし、危険と思われる場合は速やかに避難することが重要です。

また、浸水や暴風雨により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接する建物の上部階へ緊急的に避難する、崖から離れた側の部屋に移動するなど、臨機応変な対応をとる必要があります。



平成22年台風第9号に伴う災害
(写真提供：静岡県小山町)

台風の強さ	中心付近の最大風速	風速と被害 (新版気象ハンドブック (朝倉書店) より)
強い	33m/s 以上 44m/s 未満	[40m/s] 屋根が飛ぶ。小石が飛び散る。
非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満	[50m/s] 倒れる木造家屋が多くなる。
猛烈な	54m/s 以上	[60m/s] 鉄塔の曲がるものがでる。

台風の強さと最大風速、被害の対応 (気象庁資料より)

花火・火遊びによる火災の防止

予防課

花火は楽しく安全に遊びましょう

夏の風物詩「花火」。子どもたちにとって楽しい季節となりました。

しかし、気軽に楽しめる花火も、取り扱いを誤ると火事や火傷などの事故につながりかねません。実際に平成22年中、花火が原因である火災は、全国で74件発生しています。

火災や火傷などの事故が起こらないよう十分注意し、夏の楽しい思い出にしましょう。



花火を安全に遊ぶポイント

- ① 気象条件を考え、風の強い時は花火をしない
- ② 燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ
- ③ 子どもだけでなく大人と一緒に遊ぶ
- ④ 説明書をよく読み、注意事項を必ず守る
- ⑤ 水バケツを用意し、遊び終わった花火は必ず水につける

火遊びによる火災を防止しましょう

子どもの火遊びによる火災は、大人がいない時に発生することが多く、そのため火災の発見が遅れ、火災が拡

大する要因にもなります。

また、平成22年中の火遊びによる火災は、1,678件発生しています。

そのうち、ライターによるものが977件(58.2%)で最も多く、次いでマッチによるものが177件(10.5%)、煙火によるものが74件(4.4%)となっています。

火遊びによる火災をなくすためにも、大人が子どもたちに対して火災の恐ろしさや正しい火の取り扱い方法を教える必要があります。子どもの火遊びによる火災が起こらないよう、もう一度子どもたちと火災の恐ろしさ・火の取り扱いについて話し合うようにしましょう
(各数値は「火災報告(平成22年中)」における火災の概要(概数)による。)



火遊びによる火災防止のポイント

- ① 子どもだけを残して外出しない
- ② ライターやマッチを子どもの手の届くところに置かない
- ③ 子どもだけで火を取り扱わせない
- ④ 火遊びをしているのを見かけたら注意する
- ⑤ 火災の恐ろしさ・火の取り扱い方法についてきちんと教育する

消防庁人事

平成23年3月31日付

氏名	新	旧
塚田 桂 祐	出向（総務省大臣官房付へ）（新潟市副市長）	国民保護・防災部長
淵上 俊 則	出向（総務省大臣官房付へ）（岐阜県副知事）	消防大学校長
吉崎 賢 介	長官付 辞職（消防団員等公務災害補償等共済基金常務理事へ）	消防団員等公務災害補償等共済基金事務局長
宇野 雅 憲	辞職（消防試験研究センター企画研究部長へ）	予防課消防技術政策室長
浅本 邦 裕	長官付 辞職（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油備蓄部環境安全課担当調査役へ）	日本消防協会総務部長 兼 国際部長
大西 節 男	辞職（救急振興財団事務局総務部総務課副参事へ）	総務課課長補佐 併任 消防大学校調査研究部専門官
國府田 洋 明	総務課課長補佐 辞職（東京消防庁防災部水利課長へ）	内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付参事官補佐
佐藤 茂	出向（総務省大臣官房秘書課課長補佐へ）（千葉県防災危機管理監防災危機管理課災害対策室主幹）併任解除	総務課主幹 併任 総務課会計監査専門官
高瀬 順	総務課主査 辞職（東京消防庁小石川消防署へ）	国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室防災企画係長
田井 英 紀	辞職（京都市消防局西京消防署長へ）	消防・救急課課長補佐
滝川 聡 史	出向（総務省大臣官房秘書課課長補佐へ）（埼玉県企画財政部市町村課長）	消防・救急課救急企画室課長補佐
梅澤 哲 雄	辞職（千葉市消防局警防部救急課高度化推進係長へ）	消防・救急課救急企画室救急推進係長
千葉 周 平	辞職（千葉市消防局予防部指導課長へ）	予防課予防係長 併任 予防課消防技術政策室主査
加藤 晃 一	辞職（京都市消防局安全救急部担当部長へ）	予防課危険物保安室課長補佐
太田 淳	辞職（危険物保安技術協会タンク審査部審査第一課主任検査員へ）	予防課危険物保安室パイプライン係長
江口 真	辞職（東京消防庁神田消防署へ）	予防課特殊災害室コンビナート保安係長 併任 予防課特殊災害室コンビナート審査係長
石川 家 継	出向（総務省大臣官房秘書課課長補佐へ）（独立行政法人水資源機構総務部総務課課長補佐）併任解除	国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐
鈴木 三千紀	辞職（大阪市消防局警防部救急課長代理へ）	国民保護・防災部防災課航空専門官 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐
宮川 克 広	辞職（東京消防庁深川消防署有明分署長へ）	国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部参事官補佐
滝 明	辞職（川崎市消防局予防部担当部長へ）	国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐
大出 英 樹	辞職（東京消防庁大森消防署課長補佐へ）	国民保護・防災部防災課防災情報室情報企画係長 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室通信企画係長
熊谷 淳 史	辞職（川崎市消防局総務部施設設備課課長補佐へ）	国民保護・防災部防災課防災情報室情報管理係長
村上 明 伸	辞職（危険物保安技術協会企画部調査役へ）	国民保護・防災部国際協力官 併任 国民保護・防災部参事官補佐
大澤 晃	辞職（東京消防庁第三消防方面本部へ）	国民保護・防災部参事官付国際緊急援助係長 併任 国民保護・防災部参事官付救助係長
大江 理 一	辞職（東京消防庁参事 兼 装備部装備課長事務取扱へ）	消防大学校副校長
黒石 慶 三	出向（総務省大臣官房付へ）（地方職員共済組合年金部調整課長）	消防大学校庶務課長
大場 教 子	辞職（大阪市消防局予防部査察担当課長へ）	消防大学校助教
木原 正 則	辞職	消防大学校消防研究センター所長
古積 博	定年退職	消防大学校消防研究センター火災災害調査部長
金田 節 夫	定年退職	消防大学校消防研究センター火災災害調査部上席研究官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部上席研究官

平成23年4月1日付

氏名	新	旧
佐々木 克 樹	国民保護・防災部長	総務省大臣官房付
江村 興 治	消防大学校長	総務省政治資金適正化委員会事務局長
松原 美 之	消防大学校消防研究センター所長 併任解除	消防大学校消防研究センター研究統括官 併任 消防大学校教授
黒田 武一郎	併任解除	総務省自治財政局財政課長 併任 国民保護・防災部参事官
橋本 嘉 一	長官付 併任 国民保護・防災部参事官	総務省大臣官房付
田島 松 一	消防大学校副校長	東京消防庁四谷消防署長

氏名	新	旧
仲田 忠司	予防課消防技術政策室長 併任解除	総務課政策評価広報官 併任 総務課理事官
西浦 敬	長官付 (併任 内閣官房内閣参事官 (内閣情報調査室) 併任 内閣官房副長官補付)	国民保護・防災部防災課応急対策室長
高橋 哲郎	国民保護・防災部防災課応急対策室長	総務省自治大学校庶務課長
笠松 拓史	併任 長官付	総務省大臣官房付
西澤 純夫	総務課政策評価広報官 併任 総務課理事官	川崎市消防局警防部担当部長
舞立 昇治	併任 総務課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
山田 哲夫	総務課課長補佐 出向 (内閣官房副長官補 (安全保障・危機管理担当) 付参事官補佐へ)	東京消防庁江戸川消防署予防課長
桑原 健	総務課主幹 併任解除 併任 総務課会計監査専門官 命 総務課広報係長事務取扱	国民保護・防災部参事官付主幹 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室主幹 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室主幹 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室主幹
黒木 英文	出向 (総務省自治行政局公務員部福利課主幹 併任 自治行政局公務員部福利課安全厚生推進室主幹へ) 併任 総務課	総務課総務係長
田中 大介	総務課総務係長	総務省大臣官房秘書課主査
鈴木 健志	出向 (気象庁総務部企画課危機管理調整係長へ)	総務課企画係長
塩谷 壮史	総務課企画係長	予防課設備係長
御手洗 裕己	出向 (総務省自治行政局選挙部選挙課選挙第三係長へ) 併任 総務課	総務課広報係長
弘中 誠	総務課	総務省自治行政局行政課
渡邊 正城	出向 (総務省自治行政局公務員部公務員課公務員第二係長 併任 自治行政局公務員部公務員課公務員第三係長へ) 併任 総務課	総務課主査
稲葉 洋貴	総務課	総務省大臣官房秘書課
塚原 孝夫	総務課主査 出向 (国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室防災企画係長へ)	東京消防庁深川消防署分署予防指導係長
田浦 武徳	総務課主査 併任 消防大学校庶務課主査	総務省大臣官房秘書課主査
中谷 明博	出向 (総務省自治税務局都道府県税課へ) 併任 総務課	総務課
川畑 充代	総務課	消防・救急課救急企画室
岡本 理恵	出向 (総務省自治税務局市町村税課へ) 併任 総務課	総務課
小沼 翔	総務課	総務省大臣官房秘書課
後藤 知穂	出向 (総務省大臣官房政策評価広報課へ)	総務課
武山 彩子	出向 (総務省自治財政局財務調査課へ) 併任 総務課	総務課
入川 真耶	総務課	総務省大臣官房秘書課
伊藤 武人	出向 (総務省自治行政局選挙部政治資金課支出情報開示室へ) 併任 総務課	総務課
井上 裕章	総務課	総務省大臣官房秘書課
岩田 知也	併任 総務課	総務省大臣官房秘書課
井上 元次	消防・救急課課長補佐	京都市消防局総務部庶務課課長補佐
向山 秀昭	出向 (総務省政治資金適正化委員会事務局主幹へ) 併任解除	消防・救急課主幹 併任 消防・救急課救急企画室主幹
齋藤 勉	消防・救急課主幹 併任 消防・救急課救急企画室主幹	総務省大臣官房秘書課主査
持丸 和也	出向 (総務省自治税務局市町村税課へ) 併任 消防・救急課	消防・救急課
野口 貴博	消防・救急課	総務省大臣官房秘書課
小谷 知也	消防・救急課救急企画室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
鯨島 秀司	消防・救急課救急企画室救急推進係長	千葉市消防局警防部救急課高度化推進係長
丸尾 豊	消防・救急課救急企画室	総務省大臣官房秘書課
三浦 宏	国民保護・防災部防災課国民保護室課長補佐 併任解除	予防課設備専門官 併任 予防課課長補佐
守谷 謙一	予防課設備専門官 併任解除 併任 予防課課長補佐	予防課違反処理対策官 併任 予防課消防技術政策室課長補佐
大嶋 文彦	予防課違反処理対策官に配置換する 併任解除 併任 予防課課長補佐	予防課特殊災害室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課課長補佐
竹村 好史	出向 (国土交通省住宅局建築指導課付) 併任解除	予防課国際規格対策官 併任 予防課課長補佐 併任 予防課消防技術政策室課長補佐
椎名 大介	予防課国際規格対策官 併任 予防課課長補佐 併任 予防課消防技術政策室課長補佐	国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室課長補佐
岡澤 尚美	予防課設備係長	気象庁総務部企画課危機管理調整係長
児玉 邦彦	予防課予防係長 併任 予防課消防技術政策室主査	東京消防庁上野消防署予防課危険物兼調査担当係長
熊谷 剛一	予防課消防技術政策室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
松木 義明	併任解除	予防課特殊災害室課長補佐 併任 予防課消防技術政策室課長補佐
中本 敦也	予防課危険物保安室課長補佐	国民保護・防災部防災課国民保護室課長補佐

氏名	新	旧
新井場 公德	消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官	予防課危険物保安室課長補佐
永 友 義 夫	予防課危険物保安室課長補佐	北九州市消防局小倉北消防署警防課
宮 内 孝	予防課危険物保安室バイライン係長	危険物保安技術協会タンク審査部タンク審査課主任検査員
中 越 康 友	予防課特殊災害室課長補佐 併任解除 併任 国民保護・防災部防災課課長補佐	国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐 併任 国民保護・防災部参事官補佐
渡 邊 勉	予防課特殊災害室コンビナート保安係長 併任 予防課特殊災害室コンビナート審査係長	川崎市消防局高津消防署警防第2課久地出張所長
斎 藤 景 子	予防課特殊災害室原子力災害係長 併任解除	予防課特殊災害室企画係長 併任 予防課特殊災害室原子力災害係長
福 田 幸 宏	出向（総務省自治税務局企画課へ）併任解除	予防課特殊災害室 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室
石 川 裕 一	予防課特殊災害室企画係長	総務省大臣官房秘書課主査
大河原 斉 揚	出向（気象庁総務部企画課防災調整係長へ）	国民保護・防災部防災課地域防災係長
浦 田 紀 子	国民保護・防災部防災課地域防災係長	気象庁予報部予報課技術専門官（予報部予報課気象防災推進室）
三 宅 啓 史	国民保護・防災部防災課	静岡県加茂危機管理局主任
岡 田 直 人	出向（総務省自治行政局公務員部福利課へ）併任 国民保護・防災部防災課	国民保護・防災部防災課
阿 部 真	国民保護・防災部防災課	総務省大臣官房秘書課
前 田 優	出向（総務省自治財政局交付税課へ）	国民保護・防災部防災課国民保護室
神 田 広 貴	国民保護・防災部防災課国民保護室	総務省大臣官房秘書課
楮 本 元	国民保護・防災部参事官付主幹 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室主幹 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室主幹 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室主幹	総務省大臣官房総務課主査
伊 藤 要	国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐 併任 国民保護・防災部参事官補佐	千葉市消防局予防部指導課長
清 田 義 知	国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
森 田 壽 彦	国民保護・防災部防災課航空専門官 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐	大阪市消防局警防部担当係長（警防担当）
萱 津 雅 弘	国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部参事官補佐	東京消防庁清瀬消防署予防課長
鳥 枝 浩 彰	国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐	堺市消防局予防部指導課長
矢 部 昇	国民保護・防災部防災課防災情報室企画係長 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室通信企画係長	東京消防庁日野消防署警防課生活安全担当係長
笹 尾 洋 介	国民保護・防災部防災課防災情報室情報管理係長	横浜市消防局栄消防署上郷消防出張所長
合 田 克 彰	国民保護・防災部国際協力官 併任 国民保護・防災部参事官補佐	総務省自治行政局地域政策課主幹 併任 自治行政局地域政策課国際室主幹
小 宮 充 豊	国民保護・防災部参事官付国際緊急援助係長 併任 国民保護・防災部参事官付救助係長	東京消防庁町田消防署警防課機械装備係長
鈴木 善 彰	消防大学校庶務課長	総務省大臣官房付
吉 岡 正 一	消防大学校調査研究部教授	京都市消防局防災危機管理室担当部長
渡 邊 真 之	出向（総務省自治財政局地方債課へ）	消防大学校庶務課
加 藤 嘉 朗	出向（総務省自治行政局選挙部管理課へ）	消防大学校庶務課
諏 訪 進 二 郎	消防大学校庶務課	総務省大臣官房秘書課
山 田 實	消防大学校消防研究センター研究統括官 併任 消防大学校教授 命 消防大学校消防研究センター技術研究部長事務取扱	消防大学校消防研究センター技術研究部長
座 間 信 作	消防大学校消防研究センター火災災害調査部長 併任解除	消防大学校消防研究センター火災災害調査部上席研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部地域連携企画担当部長 併任 消防大学校教授
天 野 久 徳	消防大学校消防研究センター火災災害調査部上席研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部地域連携企画担当部長 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部上席研究官 併任 消防大学校教授	消防大学校消防研究センター技術研究部主幹研究官
佐 宗 祐 子	消防大学校消防研究センター技術研究部上席研究官 併任 消防大学校教授	消防大学校消防研究センター技術研究部主幹研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官
吉 原 浩	消防大学校消防研究センター技術研究部上席研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構構石油備蓄部環境安全課担当調査役
松 島 早 苗	消防大学校消防研究センター技術研究部主幹研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部主幹研究官	消防大学校消防研究センター火災災害調査部主任研究官
畑 山 健	併任解除 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部主任研究官	消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官

平成23年5月17日付

氏名	新	旧
濱 田 省 司	出向（総務省自治税務局都道府県税課長へ）	予防課長
渡 邊 洋 己	予防課長	危険物保安技術協会技術統括役兼企画部長事務取扱

3月・4月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防災第108号	平成23年3月8日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部防災課長	融雪出水期における防災態勢の強化について(通知)
消防予第 92号	平成23年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成23年東北地方太平洋沖地震に対応した消防法令の運用について(通知)
消防特第 35号	平成23年3月28日	関係道府県消防主管部長	消防庁特殊災害室長	平成23年東北地方太平洋沖地震に係る石油コンビナート等特別防災区域の防災対策について
消防危第 52号	平成23年3月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	平成23年東北地方太平洋沖地震に対応した消防法令の運用について(通知)
消防消第 40号 消防災第129号	平成23年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁国民保護・防災部防災課長	「警防活動時等における安全管理マニュアル(改訂版)」の送付等について
消防予第 96号	平成23年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	コンテナ型データセンターに係る消防法令上の取扱いについて
消防災第132号	平成23年3月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部防災課長	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件の施行について
消防危第 71号	平成23年4月12日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	平成23年度危険物事故防止アクションプランの取組について
消防総第320号	平成23年4月26日	各都道府県知事	消防庁次長	消防表彰規程の一部改正について
消防情第 68号	平成23年4月28日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	平成23年度消防防災・震災対策現況調査の実施について(依頼)

広報テーマ

6 月		7 月	
①危険物安全週間	危険物保安室 防災課 予防課	①台風に対する備え	防災課 防災課 特殊災害室 予防課
②災害時要援護者対策の促進		②住民自らによる災害への備え	
③電気器具の安全な取扱い		③石油コンビナート災害の防止	
	④火遊び・花火による火災の防止		